

(仮称) 折爪岳南（Ⅱ期地区）風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と当社の見解

平成28年12月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成28年10月6日（木）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・平成28年10月6日（木）付 岩手日報（朝刊：2面）

②市の広報紙による公告（別紙2参照）

下記広報紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・平成28年10月1日（土）付 広報にのへ（P22）

③インターネットによるお知らせ

平成28年10月6日（木）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙3参照）

<http://www.jre.co.jp/news/index.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の合計8箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・岩手県庁環境生活部環境保全課 盛岡市内丸10-1（一）
- ・岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課 二戸市石切所字荷渡6-3（一）
- ・二戸市役所情報公開コーナー 二戸市福岡字川又47（一）
- ・九戸村役場戸田支所 九戸郡九戸村大字戸田17-39-2（一）
- ・九戸村役場総務企画課 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6（一）
- ・九戸村役場江刺家支所 九戸郡九戸村大字江刺家8-36（一）
- ・一戸町役場まちづくり課 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9（一）
- ・一戸町役場姉帯支所 二戸郡一戸町姉帯字馬場30-7（二）
- ・葛巻町役場農林環境エネルギー課 岩手郡葛巻町葛巻16-1-1（一）

②インターネットの利用による縦覧

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙3参照）

<http://www.jre.co.jp/news/index.html>

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：平成 28 年 10 月 6 日（木）から平成 28 年 11 月 7 日（月）まで

・縦覧時間：施設の開庁時間に準じる。

※各関係自治体庁舎での公表時間

（一）8 時半から 17 時 15 分まで（土・日曜日、祝日を除く）

（二）9 時から 16 時まで（月・木曜日のみ）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 1 件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

	開催日時	開催場所	来場者数
第 1 回	2016 年 10 月 17 日（月） 18 時 30 分～20 時	一戸町 根反自治公民館	8 名
第 2 回	2016 年 10 月 18 日（火） 18 時 30 分～20 時	一戸町 面岸保健福祉館	18 名
第 3 回	2016 年 10 月 19 日（水） 18 時 30 分～20 時	九戸村 山村開発センター	21 名
第 4 回	2016 年 10 月 20 日（木） 18 時 30 分～20 時	九戸村役場 戸田支所	12 名
第 5 回	2016 年 10 月 21 日（金） 18 時 30 分～20 時	葛巻役場 総合センター	0 名
第 6 回	2016 年 10 月 27 日（木） 18 時 30 分～20 時 30 分	二戸市 シビックセンター	0 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年10月6日（火）から平成28年11月21日（木）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙4参照）

- ①縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ②ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は23件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は1件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	地域住民や関心を持った方が、再生可能エネルギーの存在を確認できるような施設の整備を検討してほしい。(尾根に展望台及び風速計、発電量表示盤等の設置)	本事業は、環境負荷の少ない風力発電を推進し、クリーンエネルギーを売電することを目的としています。地域の活性化に寄与することも本事業の目的の一つとしております。 いただいたご意見も参考に、地域の方々にも親しまれ、地域経済にも資する発電事業となるよう、今後、具体的な内容を検討していきます。
2	再生エネルギーの理解を求める事を目的とした施設見学会、イベントを毎年実施してほしい。(見学会、マラソン大会、ハイキング、きのこ狩り等)	
3	建設用道路等の環境負荷の激しいと思われる九戸村に、管理会社及びメンテナンス事業所を設置してほしい。(環境負荷の代替として)	
4	自然及び歴史的背景の確認できる旧赤線(道路)の保存及び表示板の設置を検討してほしい。	
5	道路及び施設周辺の除草作業などのメンテナンスを、既存の事業所以外に委託することに村民が環境と施設の利益を享受できるようにしてほしい。	
6	地名、山頂の表示盤の設置(簡単な観光コースのようなもの)	

2. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
7	表 6.2-17 (1) - (3) における「バットディテクターによるコウモリ類調査」にはフルスペクトラム方式の機種を使用し、客観的なデータが確保できるようにすること。また、高空飛翔を行う種については気象観測塔（風速ボール）の最上部付近（ブレード回転域内）およびブレード回転域以下からの調査を行うこと。	コウモリ調査の一部は、フルスペクトラム録音が可能なバットディテクターを使用する予定です。また、風況観測塔に集音マイクを設置して、高空を飛翔するコウモリ類の音声録音を行う調査を計画しています。集音マイクの設置位置については、コウモリ類の専門家の意見及び他事例の調査結果等を参考にして検討を行います。
8	すでに公表された資料によると、折爪岳南（Ⅰ期）地区（16 基）および折爪岳南（Ⅱ期）地区（37 基）は連続して延長約 18Km の距離で尾根上部に建設され、設置予定の風力発電機の総数は 53 基となる。また折爪岳北地区（28 基）は延長約 12Km、折爪岳南（Ⅰ・Ⅱ期）から約 5Km 対岸に予定されている久慈・九戸（28 基）は延長約 10Km の距離でそれぞれ尾根上部に建設され、当該地域の各事業予定地の風力発電機を合計すると 109 基となる。この状況を鑑みると個別の影響予測・評価を行っても意味がない。事業者による一括した影響予測・評価を行うべきである。このことについては環境大臣意見としてすでに指摘されているが、具体的な対象種群については触れていない。 コウモリ類は採餌のために一晩に数 Km 以上飛翔し、さらに出産哺育地から越冬地への季節移動を行う。すなわち猛禽類並みの行動圏を持ち、ガンカモ・ハクチョウのような渡りも行う。そしてそれらの行動は集団でおこなう場合もある。従って、コウモリ類についても全事業地を対象とした調査を行い、鳥類同様の累計的な影響評価を行い、誠実に地域生態系の保全に向けた努力を払うべきである。	日中の現地調査で、目視により飛跡を追うことが可能なガンカモ、ハクチョウ類、猛禽類等の大型の鳥類と異なり、夜間に行動し、かつ目視による確認が難しいコウモリ類については、広域な範囲を対象とした現地調査は困難であると考えています。また、バッドストライクの影響に関する調査及び予測評価方法は、国内においてまだ確立されていない状況です。そのような状況で複数事業による累積的な影響を予測することは非常に難しいと考えています。コウモリ類への累積的な影響については、個別の事業で実施した予測評価結果を蓄積して各々の比較を行い、学識者の助言を受けながら検討していきます。
9	対象事業実施区域とその周辺では、「折爪岳北地区風力発電事業」、「折爪岳南地区（Ⅰ期地区）風力発電事業」、「折爪岳南地区（Ⅱ期地区）風力発電事業」、「久慈・九戸地区風力発電事業」が計画されている。これらの施設を合わせると、当地域の尾根部の樹林に 109 基もの風車が林立する予定だ。各地でバッドストライクが生じていることを踏まえれば、これらの風車群がコウモリ類へ与える累積的な影響は看過できない。事業者はコウモリ類への累積的影響を全体（109 基）で予測し、保全対策を考えるべきではないか？	バッドストライクの影響に関する調査及び予測評価方法は、国内においてまだ確立されていない状況です。そのような状況で複数事業による累積的な影響を予測することは非常に難しいと考えています。コウモリ類への累積的な影響については、個別の事業で実施した予測評価結果を蓄積し、学識者の助言を受けながら、実行可能な環境保全措置を検討します。
10	コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バッドストライクが多数生じている。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。重要種も、重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて影響予測及び保全対策を行って欲しい。コウモリへの保全対策は「事後調査で死体を確認してから」検討を始めるのでは遅い。コウモリへの保全対策はコウモリの死亡事故が起こる前から検討・実施するべきではないのか？	動物の予測評価は、重要な種及び注目すべき生息地を対象とします。 国内のバッドストライクの実態については、まだ十分に情報が蓄積されておらず、調査方法及び環境保全措置について検討が開始された段階であると認識しています。風力発電事業におけるバッドストライクへの対策については、今後、環境影響調査で得られた調査結果及び事後調査結果を公表し、実行可能な保全対策を検討していくことが必要であると考えています。 本事業では、調査及び予測評価結果を踏まえ、専門家の助言を受けながら、実行可能な環境保全措置を検討します。

11	対象事業実施区域にある岩手県には、ヤマコウモリやヒナコウモリ、フジホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリなど貴重なコウモリ類が多く生息する。対象事業実施区域周辺は良好な樹林環境が広がることから、これら貴重なコウモリ類が生息する可能性は十分考えられる。 コウモリ類は探餌のため夜間飛翔するが、風車に巻き込まれ死亡する事例が国内外で報告されており、深刻な問題となっている。特にヒナコウモリについて等地域が移動ルートに該当する可能性があるが、事業者はその事実を把握していないのか？もし把握していないなら、「コウモリ類の専門家」へのヒアリングを至急やりなおすこと。 対象事業実施区域において風車の稼働により死亡するおそれが高いのは空中を飛翔するコウモリ類と鳥類である。コウモリ類についても渡り鳥同様、飛翔経路、飛翔高度を把握する等の調査の重点化をするべきではないのか。	コウモリ類の調査方法の策定については、折爪岳南Ⅰ期地区の調査方法及び専門家ヒアリング結果も参考にしています。対象事業実施区域周辺のヒナコウモリの分布情報については、折爪岳南Ⅰ期地区風力発電事業の方法書段階で実施したコウモリ類の専門家ヒアリングで確認しています。 コウモリ類の飛翔経路を把握することは困難ですが、飛翔高度の把握については、風況観測塔に集音マイクを設置して、高空におけるコウモリ類の音声録音調査を計画しています。
12	専門家へ意見聴取した日時の記載がない。 事業者が選定した「動物」の専門家は一人だがそもそも対象が「動物、生態系」では扱う分類群が広すぎてコウモリのことをよく知らないようだ。広い範囲に適応できるものをジェネラリストという。事業者がヒアリングしたのはジェネラリストであり、コウモリの専門家（スペシャリスト）ではないということか？ コウモリの専門家ならば対象事業区域がヒナコウモリの移動ルートにあり、バットストライクのリスクが非常に高いことを認識しているはずだが、この「動物、生態系の専門家」はその点について言及さえしていない。考えられることは事業者が意図的にこの専門家の発言を歪曲し削除したか、この「専門家」がコウモリの専門家ではない、のどちらかである。 事業者がヒアリングしたのはカワネズミの専門家ではないのか？コウモリ類については「コウモリの専門家」に聞くべきではないのか？ そもそも事業者が選定した専門家が実在する人物か疑わしいので、議事録を、この「動物、生態系の専門家」が書いた著作を論文を示せ。	動物の専門家へのヒアリングは、下記の日時で行いました。 【動物（鳥類）】2016年8月30日15時～17時 【動物、生態系】2016年8月25日11時～12時 コウモリ類の調査方法については、折爪岳南Ⅰ期地区風力発電事業の方法書段階で実施したコウモリ類専門家のヒアリング結果も参考にしました。今後、必要に応じて追加のヒアリングを検討します。
13	P382で事業者は県知事意見にたいして「コウモリ類については専門家へのヒアリングを実施し、調査、予測及び評価を行います」と記載したが、これは正確には「コウモリ類についてはコウモリ以外の専門家へのヒアリングを実施し、調査、予測及び評価を行います」であり、コウモリの専門家にヒアリングをしたようにみせかけて、実際はコウモリについて手抜き調査をするつもりではないのか？ 事業者が自ら記載したとおり、本事業はバットストライクの可能性があり、定性的にはコウモリへの影響が予測される。影響が予測されるならば、なぜ、バットストライクを回避低減する方策を「コウモリの専門家」に聞かないのか？欺瞞行為でアセスを行うな。	コウモリ類の調査方法については、折爪岳南Ⅰ期地区風力発電事業の方法書段階で実施した専門家ヒアリング結果も参考にしました。今後、必要に応じて追加のヒアリングを検討します。

14	バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほぼ探知できない。よって気象観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高空におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。	風況観測塔に集音マイクを設置して、高空におけるコウモリ類の音声録音を行う調査を計画しています。
15	事業者が使用するバットディテクターの探知距離を示せ。バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほぼ探知できない。仮に 50kHz 前後の声であれば 10m 程度が探知できる範囲だ。50kHz 前後の音を出すコウモリ類がバットストライクに遭遇しているのは事実であり、「50kHz のコウモリ類は低空を飛行するためバットストライクに遭遇する可能性は低い」とは言えない。又「バットディテクター及び目視確認調査を実施する」にしても、高高度の暗闇を飛ぶ小型コウモリを目視で識別することは不可能である。 つまり事業者は地上から「留意」しても、高空、つまり風車ブレードの回転範囲を飛ぶコウモリ類を適切に調査することはできない。事業者が実施可能な唯一の方法は高空のバットディテクター自動録音調査であろう。 仮に事業者が、本当に「バットストライクに留意」するならば、気象観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高空におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。	風況観測塔に集音マイクを設置して、高空におけるコウモリ類の音声録音を行う調査を計画しています。使用する予定のバットディテクターの探知距離については、メーカー仕様では明らかにされていませんが、折爪岳南Ⅰ期地区で実施した音声録音調査では、延長ケーブルを接続した集音マイクにより、上空 59 m 前後のコウモリ類音声を探知しています。
16	風力発電事業において最も影響を受ける動物群は鳥類とコウモリ類である。国内が出すでに高高度のコウモリ類調査（自動録音調査）は風力発電アセスで行われており、それを踏まえた適切な保全対策が実施されている。「地球環境の保護に積極的に取り組む」理念をもつ事業者が、それを実施しない合理的理由はないか。	風況観測塔に集音マイクを設置して、高空におけるコウモリ類の音声録音調査を計画しています。
17	バットディテクターはヘテロダイン方式を使用しないこと。ヘテロダイン方式は、探知できる周波数が狭いので、各種コウモリ類の利用周波数を同時に調査する必要のある風力発電アセスにおいて不適切である。バットディテクターは、必ずフルスペクトル方式など幅広い周波数解析が可能な方式を使用すべきではないか。	地上のコウモリ類調査で使用するバットディテクターについては、現地調査の状況に応じて、ヘテロダイン方式のバットディテクターと、フリークエンシーデビジョン方式のバットディテクターを併用して使用します。
18	コウモリの音声による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。凶鑑などにあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー降下など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないか。	コウモリ類の音声による種の同定については、可能な限り種レベルまでの同定に努めますが、同定が困難な場合においては、特定の周波数領域でまとめたグループとして取り扱います。

19	・高空の利用頻度との比較のため、自動録音は地上でも行うべきではないか。 ・自動録音は1地点ではなく、風車設置位置（周辺施設を含め本事業の場合は109地点）にそれぞれ設置するべきではないか。 ・地点が樹林内や林縁にある場合は、バットディテクターのマイクは樹冠より上に設置するべきではないか。 ・自動録音はコウモリの活動期間中、毎日録音するべきではないか。 ・準備書には使用したバットディテクターの機種、台数、探知可能距離、1地点当たりの調査期間、調査日数、1晩あたりの調査時間を記載するべきではないか。	主として樹冠の高さより下部に生息するコウモリ類については、バットディテクターを用いた任意調査、目視調査及びハーブトラップ調査により実施する予定ですが、必要に応じて自動録音調査の実施も検討します。その場合の調査地点数、集音マイクの設置箇所、調査日数については、現地の状況、任意調査等の調査結果及び専門家の意見を踏まえて検討を行います。 準備書においては、使用したバットディテクターの機種、調査日数及び調査時間等の詳細を記載します。
20	・コウモリの捕獲許可申請は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきではないか。 ・6月下旬-7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査をさけるべきではないか。 ・ハーブトラップは高空を飛行するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをおこなわないこと）。	コウモリ類の捕獲調査においては、いただいた意見を参考にし、専門家の意見も踏まえ、個体群及び捕獲個体にできる限り影響を及ぼさないよう配慮して行います。なお、ハーブトラップ調査時においては、夜間に見回りをを行い、捕獲された個体の有無を確認します。
21	コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全対策として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが欧州で行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速のフェザリングが、コウモリの死亡率を減少させられる唯一の「現実的な方法」であることを認識しているのか？ このカットイン風速等を求める調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類、ネズミ類などほかの分野の「動物専門家」ではアドバイスできないだろう。よって、コウモリの保全対策について十分な知識のある「コウモリ類の」専門家に、調査手法や時期など適切であるか、方法書の段階からきちんとヒアリングを行うべきではないのか。	風力発電機のカットイン速度の設定が、コウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。コウモリ類の予測及び評価方法について専門家に助言を受け、事業計画のなかで実行可能な環境保全措置を検討いたします。 コウモリの出現状況と風速との関係等の解析、具体的な調査方法については、今後、必要に応じて専門家へのヒアリングを行います。
22	仮に事業者がコウモリ類への保全対策をする場合、事前の現地調査で適切なカットイン風速を求めていることが重要だ。なぜなら適切なカットイン風速値は各発電所で大きく異なるため、ケースバイケースで求めるしか方法がない（一律の基準はない）からだ。 また、仮に事後調査でバットストライク等が発生し、そこから適切なカットイン風速を求める調査を始めたとしても、その原因調査中にさらに多数の重要なコウモリ類が死ぬおそれがある。コウモリ類の産仔数は1~2頭/年と少なく、バットストライクによる個体群への影響は小さくない。最悪の場合、事業者には稼働停止のリスクが生じるのではないかと。ならば前倒しでコウモリの調査（適切なカットイン風速調査）を実施するべきではないのか？	国内のバットストライクの実態については、まだ十分に情報が蓄積されておらず、調査方法及び環境保全措置について検討が開始された段階であると認識しています。風力発電事業におけるバットストライクへの対策については、今後、環境影響調査で得られた調査結果及び事後調査結果を蓄積し、実行可能な保全対策を検討していくことが必要であると考えています。 本事業では、調査及び予測評価結果を踏まえ、専門家の助言を受けながら、実行可能な環境保全措置を検討します。

23	仮に準備書の段階でコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は保全対策及び事後調査を実施すると思うが、コウモリの死体は小さいので、カラスやキツネなどが持ち去り 4 日程度で消失してしまうだろう。事業者はコウモリ類の死体消失率を発見率を算出した上で、適切な死体探索調査の頻度を検討するべきではないか。	コウモリ類の事後調査については、いただいた意見を参考にして、専門家の意見も踏まえ、準備書段階で検討いたします。
----	---	---

3. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
24	意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的負担がかかり迷惑だ。御社はなぜ E メールで意見書を受け付けないのか？改善を望む。	意見書の提出については、不特定多数の方からメールを受信する場合のネットワークセキュリティ上の問題から、書面による提出とさせていただいております。

日刊新聞紙における公告

岩手日報（平成 28 年 10 月 6 日 朝刊 2 面）

環境影響評価方法書の公表について（公告）

環境影響評価法に基づき（仮称）折爪岳南（Ⅱ期地区）風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催を以下のとおり公表します。

■事業者の名称▼ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社▼代表者…代表取締役 中川隆久▼所在地…東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号六本木ヒルズノースタワー 15 階

■対象事業の名称、種類、規模等▼名称…（仮称）折爪岳南（Ⅱ期地区）風力発電事業▼種類…風力発電所設置事業▼規模…発電設備出力 12 万 5 千 8 百 kW（最大）▼対象事業実施区域…岩手県九戸村、一戸町、葛巻町▼関係地域…岩手県九戸村、一戸町、葛巻町、二戸市

■方法書の縦覧▼公表期間…平成 28 年 10 月 6 日（木）から平成 28 年 11 月 7 日（月）まで▼公表場所（①、②は後述の公表時間を示す）…岩手県庁環境生活部環境保全課①／岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課②／九戸村役場総務企画課③／九戸村役場戸田支所④／一戸町役場まちづくり課⑤／一戸町役場姉妹支所⑥／二戸市役所情報公開コーナー⑦／葛巻町役場農林環境エネルギー課⑧▼公表時間…施設の開庁時間に準ずる① 8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日を除く）／② 9 時～16 時（月・木曜日のみ）

▼電子縦覧…<http://www.jre.co.jp/>

■方法書説明会の開催日時及び場所▼第一回／平成 28 年 10 月 17 日（月）18 時 30 分～20 時／二戸町板反自治公民館（一戸町板反字中瀬 71）▼第二回／平成 28 年 10 月 18 日（火）18 時半～20 時／一戸町役場面岸保健福祉館（一戸町面岸字一本木 10）▼第三回／平成 28 年 10 月 19 日（水）18 時 30 分～20 時／九戸村山田開発センター（九戸村大字伊保内第 10 地割 11・6）▼第四回／平成 28 年 10 月 20 日（木）18 時 30 分～20 時／九戸村役場戸田支所（九戸村大字戸田 17・39・2）▼第五回／平成 28 年 10 月 21 日（金）18 時 30 分～20 時／葛巻町役場総合センター（葛巻町葛巻 16・11・11）▼第六回／平成 28 年 10 月 27 日（木）18 時 30 分～20 時 30 分／二戸市ビックセンター（二戸市石切所字荷渡 6・2）

■意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。▼提出方法…氏名及び住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は公表場所に設置された意見箱への投函により提出▼提出期間…平成 28 年 11 月 21 日（月）まで

■意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒106・0032 東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号
六本木ヒルズノースタワー 15 階 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
電源開発本部／TEL 03・6455・4900／
担当…千葉 義春（ちば よしはる）

市広報紙における公告

広報にのへ（平成 28 年 10 月 1 日 P22）

お知らせ**評価方法書の縦覧および説明会**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業 環境影響評価方法書」、「(仮称)折爪岳北風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し下記により縦覧に供するとともに、住民説明会を開催しますのでお知らせします。

方法書の縦覧

【期間】▷(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業：10月6日(木)～11月7日(月)▷(仮称)折爪岳北風力発電事業：10月11日(火)～11月9日(水)

【場所】二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課(県二戸地区合同庁舎4階)、二戸市役所情報公開コーナー

【時間】午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

【電子縦覧先】<http://www.jre.co.jp/>

方法書説明会の開催

【日時】10月27日(木)午後6時30分～8時30分

※(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業と(仮称)折爪岳北風力発電事業の説明会は同時開催となります。

【場所】シビックセンター(石切所荷渡6-2)

意見書の提出 方法書について意見書を受け付けます。

【提出方法】氏名および住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送又は公表場所に設置された意見箱へ投函ください。

【提出締切】▷(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業：11月21日(月)(消印有効)▷(仮称)折爪岳北風力発電事業：11月24日(木)(消印有効)

問い合わせ、意見書の提出先 〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2-31 六本木ヒルズノースタワー15階
 ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)
 電源開発本部(担当：千葉義春 ☎03-6455-4900)

インターネットによる「お知らせ」
(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)
(1)



HOME > ニュース > ニュース 2016

2016年10月6日 **事業**

(仮称) 折爪岳南（Ⅱ期地区）風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「折爪岳南（Ⅱ期地区）風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を平成28年10月5日付で経済産業大臣に届け出るとともに、岩手県知事、九戸村長、一戸町長、葛巻町長及び二戸市長へ送付しました。
方法書について、下記のとおり、縦覧の実施及び説明会を開催します。

方法書の縦覧について

縦覧場所・時間

岩手県庁環境生活部環境保全課：午前8時30分～午後5時15分
岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課：午前8時30分～午後5時15分
九戸村役場総務企画課：午前8時30分～午後5時15分
九戸村役場戸田支所：午前8時30分～午後5時15分
一戸町役場まちづくり課：午前8時30分～午後5時15分
一戸町役場姉帯支所：午前9時～午後4時
葛巻町役場農林環境エネルギー課：午前8時30分～午後5時15分
二戸市役所情報公開コーナー：午前8時30分～午後5時15分

縦覧期間

平成28年10月6日（木）～平成28年11月7日（月）
（土・日・祝祭日、施設の休館日を除く）
※一戸町役場姉帯支所は月曜日及び木曜日のみ縦覧可

インターネットによる縦覧

※Windows7 Internet Explorer11でご覧いただけます。
それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

- > ニュース 2016
- > ニュース 2015
- > ニュース 2014
- > ニュース 2013

インターネットによる「お知らせ」

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

(2)

インターネットによる縦覧

※Windows7 Internet Explorer11でご覧いただけます。
それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

■方法書

[表紙目次](#) [PDF](#)

- 第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及主たる事務所の所在地](#) [PDF](#)
- 第2章 [対象事業の目的及び内容](#) [PDF](#)
- 第3章 [対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
 - 3.1 [自然的状況](#) [PDF](#)
 - 3.2 [社会的状況](#) [PDF](#)
- 第4章 [計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#) [PDF](#)
- 第5章 [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#) [PDF](#)
- 第6章 [対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#) [PDF](#)
- 第7章 [その他環境省令で定める事項](#) [PDF](#)
- 第8章 [環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) [PDF](#)

[巻末資料](#) [PDF](#)

[要約書](#) [PDF](#)

意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成28年11月21日（月）まで）
- (2) 当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 電源開発本部 開発部宛
（平成28年11月21日（月）当日消印有効）

[意見書用紙](#) [PDF](#)

説明会の開催について

インターネットによる「お知らせ」

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

(3)

意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成28年11月21日（月）まで）
- (2) 当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 電源開発本部 開発部宛
 （平成28年11月21日（月）当日消印有効）

意見書用紙 [PDF](#)

説明会の開催について

開催場所	日時
一戸町根反自治公民館	平成28年10月17日（月） 午後6時30分～午後8時
一戸町役場面岸保健福祉館	平成28年10月18日（火） 午後6時30分～午後8時
九戸村山村開発センター	平成28年10月19日（水） 午後6時30分～午後8時
九戸村役場戸田支所	平成28年10月20日（木） 午後6時30分～午後8時
葛巻町役場総合センター	平成28年10月21日（金） 午後6時30分～午後8時
二戸市シビックセンター	平成28年10月27日（木） 午後6時30分～午後8時30分

お問合せ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

電源開発本部 開発部 担当 千葉

電話 03-6455-4900

（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）。

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 Japan Renewable Energy Corporation

[用地募集について](#)

[事業譲渡について](#)

ご意見記入用紙

(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業
環境影響評価方法書
【閲覧・意見用紙】

■閲覧された方は、ご意見のない場合もこの用紙にお名前を書いて意見箱に入れて下さい。

ご住所 _____

ご氏名 _____

■環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、以下にご記入願います。

注 1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。